



流山市監査委員告示第5号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長、流山市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年3月26日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流財活第180号

平成30年3月15日

流山市監査委員 佐々木 健一 様
流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年2月15日付け、流監第77号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成30年2月15日 ・ 流監第77号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
総務部財産活用課	指摘 (1)	納期限を過ぎても納入に至らないものがあったにもかかわらず、規則第44条の規定による督促を行っていなかった。規則に基づく適正な事務手続を求める。	過去において督促状を送付するほどの遅延がなかったことから、これまで督促の手続きを行ったものではありません。今回は、未収状況を8月下旬に確認したものの、相手に納付状況を確認することを失念したことにより発生したものです。 今後は、遺漏なく納入確認をするとともに、納期限が迫っているものについては、電話等による納入予定の確認を行なうとともに、納期限が過ぎてしまったものについては、財務規則第44条の規定により、適正に処理するようにいたします。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。
表示は、「指摘」又は「意見」とする。